

宿 泊 約 款

(適用範囲)

- 第1条 1・当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとし、
- 2・当ホテルが法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとする。

(宿泊契約の申込)

- 第2条 2・当ホテルに宿泊契約の申込をしようとする者は、次の事項を申し出ていただきます。
- (1) 宿泊氏名
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) その他当ホテルが必要と認めた事項

(宿泊契約の成立等)

- 第3条 1・宿泊契約は当ホテルが前条の申込を承諾したとき成立するものとし、
- 2・前項の規定により宿泊契約が成立したとき、期限を定めて宿泊期間（3日を超えるときは3日間）の基本料金を限度とする申込金の支払いをお願いすることがあります。
- 3・申込金はまず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料に充当し、第5条及び17条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残金があれば第11条の規定による支払いのさいに返還します。
- 4・第2項の申込を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとし、ただし申込金の支払い期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合があります。

(宿泊契約締結の拒否)

- 第4条 当ホテルは、次に掲げる場合において宿泊契約の締結に応じないことがあります。
- 1・宿泊の申込がこの約款によらないとき。
 - 2・満室により客室の余裕がないとき。
 - 3・宿泊しようとする者が、宿泊に関し法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
 - 4・宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - 5・宿泊に関して合理的な範囲を越える負担を求められたとき。
 - 6・天災、施設の故障、その他止むを得ない事由により宿泊させることができないとき。
 - 7・宿泊しようとする者が泥酔者で、他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められたとき。あるいは宿泊者が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。(京都府旅館業法施行条令第4条)

(宿泊客の契約解除権)

- 第5条 1・宿泊客は当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。
- 2・当ホテルは宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合は下記の金額を申し受けます。(第3条第2項の規定によって当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます)

	キャンセル料				
	～10名	11名～19名	20名～	51名～	100名～
60日前	0%	0%	0%	0%	30%
45日前	0%	0%	0%	30%	50%
30日前	0%	0%	30%		
14日前	0%	20%	50%	100%	100%
7日前	0%	30%	100%		
5日前	20%				
3日前	30%				
2日前	50%				
前日・当日	100%	100%			

(当ホテルの契約解除権)

- 第6条 1・当ホテルは次に掲げる場合において、宿泊契約を解除することがあります。
- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたとみとめられるとき。
 - (2) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - (3) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (4) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - (5) 宿泊しようとする者が泥酔等により他の宿泊客に迷惑を及ぼすおそれのあるとき。他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす言動があるとき。
 - (6) 寝室で寝たばこ、消防用の設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項に従わないとき。
- 2・当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

(宿泊の登録)

- 第7条 1・宿泊客は、宿泊当日、当ホテルのフロントにおいて次の事項を登録していただきます。
- (1) 宿泊客の氏名、住所、連絡先電話番号、職業及び同伴者氏名
 - (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
 - (3) 出発日及び出発予定時刻（午前6：00以前の場合）
 - (4) その他当ホテルが必要と認める事項。

(客室の使用時間)

- 第8条 1・宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後3時から午前1時とします。
- 2・当ホテルは前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合は次に掲げる追加料金を申し受けます。
- (1) 超過1時間につき、1室1500円（11時から15時まで）

(利用規則の厳守)

- 第9条 1・宿泊客は当ホテルにおいては、当ホテルが定めた利用規則に従っていただきます。

(料金の支払い)

- 第10条 1・宿泊料金の支払いは、日本国通貨又は当ホテルが認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わる方法により、宿泊客の出発の際又は当ホテルが請求した時フロント会計にて行っていただきます。
- 2・当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち宿泊客が任意に宿泊したかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当ホテルの責任)

- 第11条 1・当ホテルは宿泊契約及びこれに関連する契約の履行にあたり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときはその損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
- 2・当ホテルは、万一の火災等に対処するため施設賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供ができないときの取り扱い)

- 第12条 1・当ホテルは宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得てできる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。
- 2・当ホテルは前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは補償料を支払いません。

(寄託物等の取扱い)

- 第13条 1・宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並び貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときはそれが不可抗力である場合を除き、当ホテルがその種類及び価格の申告を求めた場合であつて宿泊客がそれを行わなかったときは、当ホテルは15万円を限度としてその損害を賠償します。
- 2・宿泊客が当ホテルにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルは損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価格の申告のなかったものについては、15万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第14条 1・宿泊客がチェックアウトしたのち宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合、その所有者からの連絡を待ちその指示に従います。特に連絡がない場合お預かり期間は3ヶ月間とさせていただきます。

2・遺失物については、法令に基づいてお取扱いいたします。

(駐車場の責任)

第15条 1・宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理にあたり当ホテルの故意または過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。